

ブラジルにおいて OI モデル契約書 ver2.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材編、AI 編) を活用するに際しての留意点



Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士
カラペト・ホベルト

リオデジャネイロ州立大学法学部卒業 (J.D.)。同大学在学中に早稲田大学国際教養学部へ留学。ブラジルの弁護士資格を取得後、知財を専門分野としてブラジルの法律事務所での実務経験を積む。現在は、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルの法制度についてのコンサルティング及び南米の知財法に関する講義も行っている。また、ブラジルの知財分野に関する情報を日本語で提供するウェブサイト『ブラジル知財』を開設・運営している。

【概要】

ブラジルでは、他社と共同で行う技術開発は、まだまだあまり一般的ではない。「モデル技術検証契約書 (新素材編)」の前提のような新素材用途開発契約の場合は、たとえばジョイントベンチャーとの間で行うことがあり、共同研究開発契約の一部として検証内容が含められ、技術検証自体を個別の契約として成立させることは少ないという実情があるが、本稿では、ブラジル企業と日本企業との間で、個別の技術検証契約を結ぶ場合について、ブラジルにおけるビジネスの安定性を考慮し、モデル契約書 (技術検証契約書) を活用する際の留意点について説明する。

【詳細及び留意点】

1. 新素材編

モデル契約書の各条文のうち、ブラジル法の実務において問題がないと思われる条文については言及しない。

1-1. 前文

契約書前文では、当事者の名前に加え、会社が登録されている国、当事者の住所を記載する必要がある。

修正案：

〔日本〕の法律に基づいて設立され、〔住所〕に登録事務所を有する会社 X（以下「当事者 A」）と〔ブラジル〕の法律に基づいて設立され、〔住所〕に登録事務所を有する会社 Y（以下「当事者 B」）とは、技術検証に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1-2. 第 7 条（当事者 A の義務）について

第 7 条については、ブラジル民法における責任に関する一般条項に照らして、追加オプション条項の「乙提供資料等についての責任」の導入が望ましい。特に 3 項において、データの適合性に関する問題を防ぐことが重要と考えられる。

紛争となった際、誤りに関する責任という点が争点となりやすいため、その責任を契約で決めておくことが望ましい。

1-3. 第 8 条（秘密情報の取扱い）について

秘密情報に関する規定については、様々な注意点がある。

5 項では、秘密情報の受領者の範囲について定めており、ブラジルでは、労働法は労働者保護の側面がより強いので、「自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）」のところを「自己の取締役、役員、経営陣、従業員（以下「役員等」という。）」に修正することが望ましい。

6 項では、「ただし、1 号または 2 号に該当する場合には可能な限り事前に開示者に通知する。」が問題となりうる。先にも述べたが、ブラジル法では、期間の不明確さが望ましくないので、「可能な限り事前」ではなく「最大 5 営業日前までに」等と、明確に設定することが望ましい。裁判所命令でも、おおよそ 5 営業日より短い期限を設定されることは少ないので、このような期間設定をすることによりほとんどカバーできる。

8 項についても、受領者または受領者から開示を受けた第三者が保持する秘密情報を「速やかに」破棄または返還する義務が定められている。「速やかに」という文言が問題となりうるので、注意すべきである。ブラジルの実務では、不明確な期

限は望ましくなく、通常秘密保持契約では、秘密情報の破棄または返還は「15 日間以内」または「30 日間以内」という期限がよく使われる。

9 項についても同様の問題が生じる可能性があり、秘密情報の廃棄を「速やかに」ではなくて、「最大 5 営業日以内」等のように明確な規定にするのが望ましい。

1-4. 第 9 条（本報告書等の知的財産権）について

ブラジルの著作権法には、職務著作に関する規定はない。また、産業財産法の職務発明の規定が、本件の契約の内容に当てはまるかどうかは確かでない。

なお、著作権法上等の権利の帰属は、必ずしも原始的に当事者 A になるとは限らないので、3 項として「本報告書および本検証の遂行に伴い生じた知的財産権は法律上で当事者 A に帰属することにならない場合、帰属の対象の当事者 B または第三者が無償でその知的財産を当事者 A に譲渡する。」のような規定を入れることが望ましい。

1-5. 第 12 条（解除）について

第 12 条では、解除が規定されている。

ブラジル民法第 474 条では、契約の解除規定が認められているものの、判例上では「何らの催告なしに直ちに」という文言を問題にした判決もある。

必ずしも必要ではないが、「何らの催告なしに直ちに」の代わりに「書留郵便による通知により」のような文言を入れ、「催告なしに」とはならないようにする方が、問題にならない可能性が高くなる。

1-6. 第 16 条（裁判管轄、知財調停、仲裁）について

第 16 条について、変更オプション条項 1 の「知財調停」でも、変更オプション条項 2 「仲裁」でも、ブラジル法上では認められる。しかし、裁判外紛争解決制度（ADR）を利用する際に、ブラジルの実務では、当該条項はさらに詳細に定められる。最低限として、以下の記載例のような詳細な情報を記載することが望ましい。

修正案：

本契約に関する一切の紛争については、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において、使用される言語は(言語)とし、仲裁廷は[1名または3名]の仲裁人で構成された仲裁により終局的に解決されるものとする。

なお、モデル契約書の裁判管轄に関しては、実務上、執行することが困難であることに注意する必要がある。「●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所」と定められていても、ブラジルの会社に関わっている場合、ブラジルの裁判所に提訴された際、ブラジルの裁判所に管轄権を認めることがある。

1-7. 結文について

結文について、特にブラジル法の実務において不適切なことはないと考えられるが、ブラジル民法第 224 条において「外国語で書かれた書類は、国内で法的効力を持つためにポルトガル語訳が必要となる」と定められている。よって、バイリンガルで締結される多くの契約においては、以下のような条項がよく利用されている。

修正案：

本契約は、英語とポルトガル語で締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとポルトガル語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。

1-8. その他の追加オプション条項について

「追加オプション条項：契約内容の変更」という追加オプションについては、上記と同じく、「速やかに」という文言が望ましくない。たとえば、「申し出の受け取りより 60 日以内に契約条件の変更の要否および変更する場合の内容について協議を始める。」のような規定の方が適切といえる。

「追加オプション条項：遅延損害金」について、「年率 14.6%の割合」の設定が問題となりうる。ブラジルでは、利殖法 (Decree nº 22.626/1933) が契約関

係における金利の上限を定めている。全体的な遅延賠償は、ブラジル中央銀行の金融政策委員会（Copom）が設定する政策金利（Selic）が基礎とされるが、実効される割合は様々な経済的な事情により変動する。変動はするものの、一般的な割合としての上限は、年 12%と考えるべきである。したがって、この追加オプションを選択した場合は、「年率 14.6%の割合」を「年率 12%の割合」に変更する必要がある。

2. AI 編

モデル契約書の各条文について、ブラジル法の実務において問題のない条文については言及しない。

ブラジルにおいては、人工知能に関する規制はまだ始まったばかりであり、これまでのところ、ビジネスの安定性を確保するための具体的な法的枠組みは整っていない。このような状況下で、企業が安心して事業を展開し、リスクを最小限に抑えるためには、モデル契約書の使用が非常に有益であると考えられる。

モデル契約書は、契約当事者間の関係を明確にし、潜在的な紛争を未然に防ぐことができるだけでなく、特定の法的要件を満たすための手助けとなる。

したがって、ビジネスが、安定した成果を達成し、持続可能な成長を促進するためには、今後の展開に向けて、モデル契約書の活用が重要であると言える。

2-1. 前文

契約書前文において、当事者の名前に加え、会社が登録されている国、当事者の住所を記載する必要がある。以下に記載例を示す。

修正案：

[日本] の法律に基づいて設立され、[住所] に登録事務所を有する会社 X（以下「当事者 A」という。）と [日本] の法律に基づいて設立され、[住所] に登録事務所を有する会社 Y（以下「当事者 B」という。）とは、当事者 A が保有する AI 技術の、当事者 B の介護事業における見守り業務への導入可能性に関する検証（以下「本検証」という。）に関して、本契約を締結する。

2-2. 第 2 条（定義）について

第 2 条には様々な定義が規定されている。6 項では、日本の「個人情報の保護に関する法律」が引用されているが、ブラジルにはブラジルにおける個人情報保護法（Lei Geral de Proteção de Dados ; 以下、「LGPD」という。）がある。

LGPD は、個人データの処理方法、事業者の本店所在国、または個人データの所在国を問わず、個人データの処理運営がブラジル国内で行われる場合に適用される。

また、個人データの処理活動が、ブラジル国内における商品もしくは役務の提供またはブラジル国内に所在する個人のデータの処理を目的とする場合や、処理される個人データがブラジル国内で収集された場合については、たとえ当該処理がブラジル国外で行われていても同法が適用される。

したがって、ブラジル国内に拠点を有しているかいなかにかかわらず、ブラジルに関係するビジネスを行っているような日本企業においては、LGPD の適用対象となる個人データの処理があるかを検討する必要がある。よって、どのような契約にしても個人情報の処理がある場合には、LGPD が適用されると考えられる。

なお、6 項を次のように修正すれば、ブラジルにおける問題を防ぐことができると考えられる。

修正案：

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報（同法 2 条 1 項）および個人データ（同法 2 条 6 項）、ならびにブラジルの「Lei Geral de Proteção de Dados」（ブラジル個人情報保護法）に定める個人情報（同法 5 条の I）のいずれかに該当するものをいう。

2-3. 第 3 条（本検証）について

6 項では、前述の新素材編のモデル契約書と同様に「速やか」の文言に問題が生じる。6 項にある「速やか」の文言の代わりに、たとえば「30 日以内」というように期限を明確に設定する方が良い。また、契約書の修正について、当事者 A に反論

する権限を与えることが、契約上の善意性として適切であるといえる。たとえば、以下のとおり。

修正案：

前項に基づき、当事者 B が本報告書の修正を求めた場合、当事者 A は、30 日以内にこれを修正した本報告書を改めて提出し、当事者 B は、再度それを確認する。再確認については、本条第 4 項および第 5 項を準用する。また、同じ 30 日以内の期限に、当事者 A は求められた修正について反論を申し出ることが認められる。

10 項では、対象データに関する責任の制限を規定している。ブラジルにおいて、責任を制限する規定は、その規定自体が法律に違反するものにはならないが、近年では、そのような規定の有効性を争う訴訟が増えてきている。

モデル契約書に残しておくことに問題はないが、紛争が生じた際に、それが争点になる可能性がある。

2-4. 第 7 条（当事者 B が当事者 A に提供する資料等）について

第 7 条では、当事者 B が当事者 A に提供する資料等の手続きを規定している。しかし、期間についての規定がないことが問題と考えられる。たとえば、当事者 A が要求した場合に、当事者 B の応答の期間はどれくらいあるか。当事者 B が合意しなかった場合、どのように対応するのか。そのような問題が争点になりやすいので、実際に契約を結ぶ際には、具体的な期間や対応を含めた詳細な規定を話し合うことが望ましい。

2-5. 第 8 条（対象データの管理）について

4 項では、法令の定めに基づいた開示等を規定にしている。ブラジルでは、法令等に定められている期限は最低限でも 5 営業日前までにとなっているため、たとえば、「可能な限り事前に」よりも「最低 5 営業日前までに」と規定することが望ましい。

5 項では、本契約に関するデータの扱いについて規定されている。「対象データの破棄または削除について証明する文書の提出を求めることができる」とされているが、ブラジルの民法上、そのような文書が法的な効力を生じるためには、必ず署名が必要であるため、「対象データの破棄または削除について証明するため、署名された文書の提出を求めることができる」に修正することが望ましい。

2-6. 第 9 条（秘密情報）について

前記 1-3. に同じ。

2-7. 第 10 条（個人情報の提供）について

第 10 条では、個人情報に関する規定が定められている。ブラジルの LGPD は、日本の「個人情報の保護に関する法律」よりも個人データの処理に関する規定が広く、日本において処理の適法性があれば、おそらく LGPD における処理の適法性もあると考えられる。

2 項は、以下のように修正することが望ましい。

修正案：

本検証の遂行に際して、当事者 B が個人情報等を当事者 A に提供する場合には、日本およびブラジルの個人情報に関する法律に定められている手順を履践していることを保証するものとする。

4 項については、おそらく、個人情報等の提供がある場合、それは国外への移転に当てはまる可能性が高いと考えられる。LGPD では、個人データのブラジル国外への移転が規定されている。よって、4 項は、以下の文言に修正することが勧められる。

修正案：

当事者 A は、前項に従って個人情報等が提供される場合には、日本およびブラジルの個人情報に関する法律を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

2-8. 第 11 条（本報告書等の知的財産権）について

前記 1-4. 参照。

ブラジルの著作権法第 27 条は、著作者の著作者人格権は譲渡不能かつ撤回不能であると定めている。したがって、4 項が、本契約に残されたとしても効力がないと判断される可能性が高いので、削除した方が良いといえる。

2-9. 第 13 条（解除）について

前記 1-5. 参照。

1 項④に定めている「本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の有効性を争った場合」は、ブラジルの判例上、独占禁止法との関係で、そのような規定が契約に残されたとしても効力がないと判断される可能性が高いので、削除した方が良いといえる。

2-10. 第 16 条（準拠法および管轄裁判所）について

第 16 条の規定における裁判管轄に関しては、実務上、執行することが困難であることに注意する必要がある。「●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所」と定められていても、ブラジルの会社に関わっている場合、ブラジルの裁判所に提訴された際に、ブラジルの裁判所に管轄権を認めることがある。

2-11. その他の追加オプション条項について

前記 1-8. に同じ。

2-12. 結文について

前記 1-7. に同じ。

3. その他の注意点

ブラジルの実務上、「通知条項 (Notice)」、「完全合意条項 (Entirety)」、「無効既定の分離可能性 (Severability)」等の条項が使用されることが多く、本モデル契約書にも追加することが望ましい。

4. まとめ

ブラジルは、大陸法の国として契約自由の原則を多分に認めていると考えられる。ブラジル民法が、契約法の主な点をカバーしている法令であり、法的な制限は少ないといえる。しかし、技術検証契約に関して最も注意すべきところは、過度な条項によって、過度な競争への影響および従業者に過度な制限をかけないようにすべき点である。ブラジル民法第 421 条では、「契約自由の原則は、契約の社会的作用の限界のなかで行使されなければならない」とされているため、過度な制限や負担を求める内容がある場合、執行するときに制限される可能性がある。したがって、明確な期間および明確な秘密保持の対象・範囲の設定が望ましい。そうすれば、むしろ、ブラジル民法第 422 条が定める信義則 (princípio da boa-fé) に基づく解釈が働く可能性があり、契約上の両当事者の倫理・モラルに従った行為を重んじる解釈が適用されると考えられる。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ブラジル産業財産法(LEI Nº 9.279, DE 14 DE MAIO DE 1996)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9279.htm

- ・ブラジル統合労働法(DECRETO-LEI Nº 5.452, DE 1º DE MAIO DE 1943)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del5452.htm

- ・独占禁止法(LEI Nº 12.529, DE 30 DE NOVEMBRO DE 2011)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2011-2014/2011/lei/l12529.htm

- ・ブラジル民法 (LEI Nº 10.406, DE 10 DE JANEIRO DE 2002)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/2002/l10406compilada.htm

- ・個人情報保護法 (LEI Nº 13.709, DE 14 DE AGOSTO DE 2018、Lei Geral de Proteção de Dados、"LGPD")

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2018/lei/l13709.htm

- ・利殖法 (DECRETO Nº 22.626, DE 7 DE ABRIL DE 1933)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto/d22626.htm

- ・著作権法 (LEI Nº 9.610, DE 19 DE FEVEREIRO DE 1998)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9610.htm

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)